



70歳以上の皆様

### 平成29年8月より高額療養費の見直しが行われます

高齢者と若者の世代間公平を図るために、70歳以上の方を対象として※高額療養費の上限額が引き上げられることになりました。（窓口負担割合の変更等はありません）

※高額療養費制度とは、保険診療にかかる一部負担金等が高額になり、1ヵ月の自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が払い戻される制度です。（限度額は、個人または世帯の所得に応じて決まっています）

平成29年8月より下表のように変わります。※ここでは変わる部分のみ表にしています



平成29年7月まで



平成29年8月から



適用区分		平成29年7月まで		平成29年8月から	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	年収約370万円以上	<b>44,400円</b>	変更なし	<b>57,600円</b>	変更なし
	一般	年収156~約370万円	<b>12,000円</b>	<b>44,400円</b>	<b>14,000円</b> (年間上限: 144,000円)

※今回は枠組みを維持したままの引き上げとなりましたが、平成30年には現役並みの区分を細分化した上で、さらに引き上げられる見込みです。

詳しくはご加入の保険者・お住まいの市町村窓口・後期高齢者医療広域連合へお問い合わせ下さい

### ・・・国民健康保険にご加入の方・・・



平成30年度より財政運営や被保険者資格の管理などを、市町村単位から都道府県単位に変更となります。（窓口は今まで通り、お住まいの市町村です）  
この変更に伴い、同じ県内で他の市町村に引っ越しをした場合、引っ越し前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の該当回数のカウントを引き継ぐことができます。これにより多数回該当（44,400円）に該当しやすくなるので、被保険者の方の負担額を抑えることができます。

フレンド通信は今月号をもちまして、最終回となります。  
約1年半ご愛読いただき誠にありがとうございました。  
今後は不定期で発行致します。これからも宜しくお願い致します。

